社 会 福 祉 法 人 誠 信 会

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人誠信会（以下「当法人」という。）の定款第８条及び21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償額（以下「報酬等」という）について定めることを目的とする。

（評議員及び役員等）

第２条　前条に規定する評議員及び役員等は次に掲げる者をいう。

　　　（１）評議員とは定款第５条に基づき置かれる者をいう。

　　　（２）役員とは、理事及び監事をいう。（ただし、理事長及び理事兼施設長を除く。）

　　　（３）その他理事長が必要と認めた者。

（報酬の支給）

第３条　当法人は、勤務の実態に即して支給することとし、評議員及び役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

（報酬等の額の決定）

第４条　当法人の評議員及び役員等の報酬は、無報酬とする。

（費用弁償額）

第５条　この規程に掲げる評議員及び役員等の費用弁償額は次のとおりとし、評議員会、理事会及び会計監査等に出席した場合に支給する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | 費用弁償額 | 備考 |
| 評議員・役員 | １回　３，０００円 |  |
| そ　の　他 | １回　３，０００円 |  |

（公　表）

第６条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補　足）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て定めるものとする。

附　則

１　現社会福祉法人誠信会役員等の費用弁償規程（平成２２年３月３０日制定）は、平成２９年３月３１日を

もって廃止する。

２　この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。